

令和2年第4回稲城市教育委員会定例会

1 令和2年4月14日、午前10時から、議会会議室において、令和2年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
城所 正彦
澁谷 香織
杉本 真紀子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 石田 恵

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第8号請願

「稲城市教育委員会が管理する行政情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則」

- (5) 日程第5 第9号議案

「稲城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」

- (6) 日程第6 第10号議案

「稲城市立学校における働き方改革実施計画について」

- (7) 日程第7 第11号議案

「稲城市社会教育委員の委嘱について」

- (8) 日程第 8 第 12 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (9) 日程第 9 第 13 号議案
「令和 3 年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」
- (10) 日程第 10 第 14 号議案
「令和 3 年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (11) 日程第 11 第 15 号議案
「令和 3 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (12) 日程第 12 第 16 号議案
「令和 3 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (13) 日程第 13 報告事項

教育長 　ただ今から、令和2年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
　なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、感染予防を目的に、会議中、説明の一部を省略して進行させていただきたい
　と思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会議中の説明の一部を省略して進行いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議
　ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員に
　お願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてをお諮りいたします。本定例会
　の会期を本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3　「教育行政報告」です。教育行政報告は、説明員から
　の説明は省略し、紙面報告とさせていただきます。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 　1　教育委員会後援名義について
　2　寄附について
　3　学校開放事業について

学務課長 　1　令和2年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
　2　令和2年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
　3　令和2年度児童・生徒数・学級数（学籍：令和2年4月1日現在）
　　について

指導課長 　1　担当者事業について

- 2 研修事業について
- 3 その他について
- 4 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育活動の振興について
- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 文化財の保護と普及について
- 4 生涯学習推進事業について
- 5 学校施設コミュニティ開放事業について
- 6 寄附について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 iプラザの主な主催事業の実施状況（2月実施分）について
- 9 令和2年2月生涯学習課利用統計について
- 10 令和2年3月生涯学習課利用統計について

学校給食課長

- 1 平成31年度給食調理数について
- 2 第3回学校給食共同調理場第一調理場における給食調理等業務委託業者選定委員会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 資料展示について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 図書館の利用状況(令和2年3月)について

教 育 長

また、本日は議事進行の都合により、日程第7 第11号議案、日程第8 第12号議案を先に行い、その後、日程第4 第8号議案、日程第5 第9号議案、日程第6 第10号議案、日程第9 第13号議案、日程第10 第14号議案、日程第11 第15号議案、日程第12 第16号議案、日程第13 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第7 第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」及び日程第8 第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

第11号議案及び第12号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第11号議案及び第12号議案は秘密会と
いたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第11号議案及び第12号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第11号議案及び第12号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。
これより、第11号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決い
たします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしま
した。
次に、第12号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を
採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしま
した。
次に、日程第4 第8号議案「稲城市教育委員会が管理する行政情報の
開示等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
本案につきましては、市長が管理する行政情報の開示等に関する規則(平
成15年稲城市規則第3号)の全部改正により、必要な文言整理を行うため、
稲城市教育委員会が管理する行政情報の開示等に関する規則の一部を改正

する必要があるので本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長　それでは、稲城市教育委員会が管理する行政情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

議案及び議案概要説明書及び新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。改正内容でございます。第2条中、市長が管理する行政情報の開示等に関する規則の規則番号を改めるとともに、必要な文言の整理を行うものがございます。

こちらにつきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものがございます。説明は以上でございます。

教 育 長　以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(な し)

教 育 長　質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第8号議案「稲城市教育委員会が管理する行政情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長　挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5　第9号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）の一部改正、稲城市特定個人情報の保護に関する特例を定める条例（平成27年稲城市条例第17号）の施行等により、必要な文言整理を行うため、稲城市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長　それでは、第9号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

議案及び議案概要説明書、新旧対照表をご覧ください。改正内容ござ

いますが、まず、規則の題名でございます。「稲城市教育委員会が保有する個人情報」、その後の「及び特定個人情報の保護等に関する規則」に改めているものでございます。

次に、第1条でございます。稲城市教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等の手続、方法等に係る根拠条文について文言を整理いたします。

第2条でございます。市長が保有する個人情報及び特定個人情報の保護等に関する規則の規則番号を改めるとともに、必要な文言を整理するものでございます。

この規則は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。以上でございます。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(な し)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第9号議案「稲城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第10号議案「稲城市立学校における働き方改革実施計画について」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立学校の教員が心身ともに健康を保てる職場環境を整備し、本市の学校教育の質の向上を図るため、「稲城市立学校における働き方改革実施計画」を策定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。教育総務課長。

教育総務課長 それでは、議案番号第10号「稲城市立学校における働き方改革実施計画について」ご説明いたします。

議案及び議案概要説明書をご覧くださいませでしょうか。

概要でございます。1、策定の趣旨でございます。教員の長時間労働を

改善し、教員が心身ともに健康を保てる職場環境を再構築することで、教員の児童・生徒と向き合う時間を確保し、学校教育の質の向上を図るものでございます。

2、本実施計画の位置づけでございます。稲城市立学校における教員の長時間勤務の状況を明らかにし、その改善目標と目標達成に向けた取組を計画的に進めるための計画でございます。

3、小中学校における教員の働き方の現状でございます。平成29年に実施された東京都教育委員会が東京都公立学校教員勤務実態調査により、都内小中学校と同様に本市においても教員の長時間勤務の実態が確認されております。

4、働き方改革の目標でございます。当面の目標は週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにし、最終的には教員の時間外勤務を月45時間、年360時間以内にするというものでございます。

5、取組の方向性でございます。本実施計画では、以下の五つを取組の方向性として、総合的な対策を講じます。（1）在校時間の適切な把握と意識改革の推進。（2）教員業務の見直しと業務改善の推進。（3）学校を支える人員体制の確保。（4）部活動の負担軽減。（5）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備でございます。

6、取組の実践でございます。

働き方改革を推進するため、取組の方向性に沿った具体的な取組を明示します。各取組の実践でございますが、各取組をこれから行っていくことによって、働き方改革を推進し、教員の長時間労働を削減していきたいと考えております。以上でございます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 まず、この実施計画の今後の扱いについて教えてください。先ほどもこういう必要があるという提案理由のご説明がありましたけれど、これがこの後、例えばいつまでに稲城市の学校に示されて、また東京都や国との関係の中でこれを提示するような必要があるのかどうかという、今後の必要性和それから進行計画についてお願いします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、この働き方改革実施計画につきましては、教育委員会でご承認いただきましたら、各学校にお示しをして、取組を実施していく予定でございます。具体的には6の取組の実践でございますが、こちらのほうでこの

計画をつくる間に各学校にアンケート等を実施し、この取組の実践の各項目について選んでおりますが、こちらの内容につきまして、実際に各学校でどのような課題があるかをこれからあぶり出していきまして、それについて改善する方法をどうやったらいいかというのを、学校の実情もございますので、そういったところを話し合いながら改善できるところは改善していくという形で順次進めたいと思います。

いつまでというところにつきましては、学校の計画の期限というのは示しておりませんが、当面のものとして取組の実践の中で令和2年から令和4年までのスケジュールを入れております。

また、国や都への報告でございますが、東京都の通じて取組状況の調査が毎年ございますので、そういったところでご回答する形になるかと考えています。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 丁寧なご説明ありがとうございます。そうしましたら、東京都の関係の中でも作成したということと、それから各学校に対しては、これは大きなプランとして示して、具体的な実施の方法については学校と相談しながらという提示の仕方ということによろしいでしょうか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 そのとおりでございます。具体的に学校のどういうメンバーというのはこれから考えますが、実際に業務をやられている教員や副校長とか、そういった現場の方の意見を聞きながら改善策を策定したいと考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。結構です。

教 育 長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 質問です。在校時間と時間外勤務というところで時間の定義が二つあるかと思いますが、在校時間と時間外勤務の時間の違いがあるのか否かを教えていただきたいということと、あと、この実施計画案の3ページのところですが、タイムレコーダー等の活用により在校時間を客観的に把握集計する体制を整備するということで、このあたりについて具体的にタイムレコーダーという形で、どのように利用していくのかということ。2点です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、1点目が在校時間と時間外勤務の件でございますが、在校時間につきましては、教員が出勤してから帰るまでの間、その間の出張だとかそういうところを含めたものでございます。そういったところの時間の概念と、それから時間外勤務につきましては、教員の方、稲城市では7時間45分だと思われませんが、それを越えた部分でのいわゆる残業をどれだけしているかということで、この辺、都や国でも在校時間は幾ら、時間外は幾らと、そういった二つの方法で働き方の部分について示しているところがございますので、その二種類の文言が出ております。

また、タイムレコーダーの件でございますが、こちらにつきましては在校時間を把握するために、今現在は学校では台帳に押印して、それをもって出勤というような扱いで、それだけの管理となっているように聞いております。こちら、令和2年度の予算が取れたところでございますが、今後準備が進み次第、各学校にタイムレコーダーを設置しまして、各教員にこちらのICカードのようなものを持たせ、それをタッチすることによって記録するような仕組みをつくることにより、出勤した時間、退勤した時間を管理していくというものでございます。そういった形で、客観的な在校時間の把握、まずはそういったところから始めていこうと考えております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 後者のほうは理解しました。前者のほうですけれども、在校時間、出勤から帰るまでということのご説明だったのですが、そうすると労働時間ではなく、その事業場に入ってから帰るまでという認識で時間外労働はその後、7時間45分超えたところから時間外労働としてのカウントをしていくという形になるという理解でよろしいですか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 在校時間というのは、まさにその行っている時間ということで、勤務時間と別に在校している時間ということになって、休憩時間も除かないということです。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、恐らく先ほどのタイムレコーダーは、在校時間だけの管理

になってきてしまうのかなと思うので、実際の時間外勤務とか労働時間は把握しづらくなってくると思いますので、しっかりと把握していただいて、先生方の長時間勤務がなくなるようにしていただきたいなと思います。タイムレコーダーの利用をうまくしないと、単なる在校時間だけだと、費用をかけたのにもったいないかなと思います。以上です。意見です。

教育長　ほかに。城所委員。

城所委員　今回の議案については、時間外勤務を月45時間、年360時間以内にするというのが最終的な働き方改革の目標になろうかと思えますけれど、先般の教育振興基本計画の中でもよく議論になった効果測定の部分、途中経過の中での効果測定の部分というのがちょっと見えてこないのですが、これは先ほど課長がおっしゃった年に1回の東京都の報告あるいは各学校においてはどういったところが効果測定の機会になるのでしょうか。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　測定ですが、城所委員のおっしゃるとおり東京都からは年に1回、適切などころで調査が入ります。それから今考えておりますのは、毎月、職員ごとの在校時間を各学校から教育委員会に報告していただいて、その記録をとって測定していきたいとは考えております。

教育長　城所委員。

城所委員　時間外勤務時間を減らすというのが最終目標でしょうけれど、やっぱり教育の質が落ちてしまうのが一番懸念されるところではないのかなと思います。実施計画とリンクさせて、いかに教育の質を維持していくかというところが大事な部分なのかなと思いますけど、その辺は教育委員会としてどういったお考えでしょう。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　今、城所委員のおっしゃったとおり、こちらの目標は教員の体調管理とか健康面というのがありますが、やはり最終的には教育の質の向上、子どもたちのためになるというところにつながってこなければいけないと思っています。その辺については、教育の質を上げるには教員の負担を減らすということが含まれて来るのかなと思っていますので、学校での在校時間とか時間外勤務を減らすと同時に、また校長会の中では、持ち帰りがあ

ってはいけない、なくさなきゃいけないという考えもありますので、そういったところも含めて数字だけの問題でなく実質的に負担がなくなるような取組、意識啓発等も併せてやっていきたいと考えております。

教育長 城所委員。

城所委員 ぜひともその辺の視点、観点もよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 それでは、内容に関わってくることになるかもしれないですが、4点質問させてください。

まず、1ページ目の1、策定の趣旨の部分です。2行目、「長時間勤務は、教員の心身の健康並びに教育活動の質に悪影響を及ぼし」という文言がございます。検討委員会で悪影響という文言の表現になったのはなぜかということについてお尋ねします。

教員の長時間勤務は今に始まったことではなく、もう長年のものです。もともと教員調整手当4%がついたときからもうそれが言われていたのではないかと思います。そのように長年の中で、果たして教員の長時間勤務が悪だったのか。この悪という表現が学校現場に届くと、私は教職員の方々これがどう受けとるかという危惧を持っております。

これは東京都のプランを下敷きにしているかと思いますが、東京都のほうでは悪とまで表現しておりませんで、「教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすと共に日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている」という表現です。

確かに教育の質に関わる問題に、今のこの多様な対応をしている中では関わってきているかと思いますが、悪影響ではないと判断できないかなと思っております。これが1点目です。

2点目ですけれど、3ページ目の(3)学校を支える人員体制の確保と、6ページ目の(3)取組の実践具体策として、やっぱりここにも学校を支える人員体制があります。このところにはスクールサポートスタッフの全校配置と、また専門スタッフとの連携・協力等がありますけれど、国も東京都もこの働き方改革については、地域との協働をかなり強く提言として出してきているのではないかと思います。これは、東京都にも報告するという関係性も持ったプランということになるのでしたら、この国・東京都が学校の教職員の負担軽減のために、地域と学校との連携協働を進めていかなきゃいけないという方向性に、やっぱり沿ったものにすることが必要ではないかなと思ひます。

それを考えますと、本市で教員の負担軽減を趣旨として実施しているコンシェルジュ。あれは国・東京都の地域協働事業の補助金の中で行っている事業だと思えますけれど、それをなぜ入れないのかなと思います。

次、3点目です。5ページの⑥土曜授業、地域教育研修会が何なのかなというのも疑問ですが、こういった事業名の事業はないのではないかと思いますけれども。それから奨励校・推進校、周年行事等の実施回数削減等の検討とあります。これは、もう既に各学校では土曜授業の実施の仕方、また学校行事、次年度の学校だよりを見ますと、学校によっては南山小が運動会を午前中だけにするとか、向陽台小も学習発表会を別な形にするとか、そのように既に学校現場では実施方法の工夫を進めてきているところかと思えます。そのような中で奨励校・推進校など、実施回数を軽減するというのはどういうことなのかなという疑問もありますが、回数の単なる削減だけでなく、実施方法ぐらいの表現のほうが、学校がこのプランをもらったときに、使いやすいのではないかと思います。

最後に4点目です。7ページ目、(5)の②地域の会議、会合、行事等への参加の見直し等とありまして、参加を見直していくとあります。私は、この文言がこのまま学校現場や、地域の方々などに発信されたときに、あまりにもストレート過ぎないかなという危惧を持っております。

確かに稲城の学校は土日の地域行事などに参加する機会が多い地域かもしれませんが、そういうことがある中で地域から学校を支えてくださっている、地域が最初は企画したものを学校の教育活動に取り入れるようになっている事業などがありますので、これは地域に参加することによって地域からも学校を応援してくれる、そういう関係性の中で学校の教育活動、子どもたちの貴重な体験活動が実現されているというのが稲城の教育の大きな特色ではないかと思います。

そういったことから、これをストレートに見直そうということを経済委員会名で出す提言の中に文言とされるというのはいかがなものかなという思いがございます。以上です。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 まず、1ページ目の長時間勤務につきまして「教育活動の質に悪影響を及ぼし」の悪影響という言葉が強いという趣旨だと思います。こちらにつきましては、長時間勤務がもたらすものの中で、やはり影響としてはよくない影響があるのかなということで、こういう言葉を使いました。表現が、やはり見る方によってどうかというのはあるかもしれませんが、作る過程においては、よろしくない影響があったという意味で、こちらの言葉を使ったところでございます。言葉の表現につきましては、もう一回考えてみ

たいと思います。

続きまして2点目でございますが、3ページ目の(3)、学校を支える人員体制の中で、地域を活用したという表現、取組の実践等に具体的などころが入ってないというご指摘だと思います。地域と協働しての学校運営は時代の流れでもあり、そういったところは必要かと思っております、それを決して排除しているつもりはなかったのですが、ここには書いてありませんがこの辺は実現していくという東京都のプランもありますので、それも踏まえた計画でございますので、その辺につきましては、やっていきたいと考えております。

続きまして3番目、5ページの⑥のところの土曜授業、地域教育研修会と奨励校・推進校、周年行事等の実施回数削減等の検討でございますが、こちらにつきましては、校長会、副校長会とかで、こういったご意見がいくつもあったところでございます。こちら、実施回数と書いていますが、杉本委員がおっしゃったとおり実施方法を踏まえた形での内容でございます、必ずしもこの実施回数だけを削減とは考えておりませんが、こういった表現のためそのように思われたかもしれませんが、意味合いとしては実施方法も含めたものということで考えております。また、地域教育研修会とありますのは、地域教育懇談会の誤りです。訂正させていただきます。

それから、最後の7ページ目の地域の会合だとか行事等への参加の見直し等でございますが。こちらにつきましても、地域とのつながりを一律に少なくしようというものではなくて、ただいろいろ先生方のご意見を伺ったところでは、中には削減できるものもあるのではないかというご意見もございましたので、そういったものについて一度洗い出しをして、もし内容的に先生の負担になり、減らせるものがあれば検討していくという、そういった視点もあってよろしいのではないかとということで加えております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。私はこれが稲城の学校に示されて、学校の先生方がこれを基に学校と地域の状況に合わせて、多少柔軟にやりやすいように具体化して行って、最終的には働き方改革の実現になれば一番それがいいと思いますので、そのような方向で、考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

教育長 教育部長。

教育部長 杉本委員の質問を基に補足をさせていただきますけども、悪影響というのはちょっと表現が強かったかなと思っております。ただし、国がこの間、

3月だったかに策定した法に基づく指針、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」というのは法に基づいて策定をされて、その中では、いわゆる深刻な実態が明らかになってきたというような表現。深刻だから教育の質の低下があるのかというのではなくて、働く教員自身の内面とか外面の問題とかそういったものを、どう影響度が大きいのだろうというような判断でございますので働き方改革も実践していかなければ、今、教員の中で我慢している、学校の中で抑えられているものが外部に出ていくのではないのかなという感覚をもって、ちょっと表現も見直させていただきたいと思っています。

あと、この計画の中で学校のそれぞれの取組というのは、この働き方改革実践で具体的な項目を挙げている部分もありますけれども、これは教員と学校長、管理職と教育委員会、いろいろな視点の中で働き方改革につながる実践をしていくという項目で、何もそれぞれの取組を非難・否定するものではなくて、それぞれが主体として、どんな改革ができるのかという、あくまでも例示としてこちらを挙げさせていただいて、様々な取組を今後はこの基に学校と学校管理職と教員と教育委員会が一体となった連携の中で様々な視点で実践案を考えていくというスタートの計画ということでご理解いただければいいのかなと思っています。

また、コンシェルジュに代表されるような地域との連携、非常に大切と考えております。7ページの(5)のワーク・ライフ・バランスのところ、②もこれは学校の先生の意見を踏まえたものということでご理解いただきたいと思いますが、ちょっと表現が強いかなどは思います。地域なくしてなかなか学校の運営もできない。ただし、土曜日、日曜日だとか、そういった地域の会合が非常に多い事情で、なかなか負担感のある方もいらっしゃると思いますけれども、地域を外してまではいけないかなと思っています。こういった表現も少し和らげていけるといいかなと思っています。

国も東京都のプランも地域との連携協働の推進を挙げつつも、教員の働き方改革、長時間労働の実態については、7ページの①に書いてあるとおり、保護者と地域の理解を促すという表現もありますので、実施計画の中ではバランスのいい表現、①と②を合体させるのがどうなのかはまた考えさせていただきますが、ソフトな言い方で理解をいただくようなことを考えていきたいなと思っています。

あくまでもこの実施計画、今までも様々な取組を学校でもとっていただいたところでもありますけれども、一体となって踏み込んで働き方改革につなげていくというスタートラインに立ったということです。当面の目標になってしまいますし、実際に人が増えないでできるのかと個人的に思っていますけれども、いつまでではなくて、いつも常にいろんな時点で考えて、

長時間労働の課題をクリアして質の向上、維持向上につなげていく日々の取組ということをご理解をいただければと思っております。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 課長、部長のお話を伺って、この内容は分かりましたが、委員からの指摘もございましたように文言については少し見直さなければいけないと思います。ちょっと誤解を与えるような表現があるような気がします。細かいことについて私はここで申し上げるつもりはございませんが、地域や学校の先生方に誤解のないように今後伝えていっていただけたらと思っております。以上、意見です。

教 育 長 よろしいですか。ほかに。

(なし)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第10号議案「稲城市立学校における働き方改革実施計画について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 第13号議案「令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 それでは、令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領案につきまして、説明申し上げます。本案は、中学校学習指導要領の改正に基づき、令和3年度より稲城市立中学校において使用する教科書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとに説明申し上げます。1ページをご覧ください。1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する

法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立中学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法でございます。文部科学省作成による「中学校教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに採択することになります。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項として2点ございます。1点目といたしまして、平成27年に総合教育会議で決定いたしました稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。（2）には、専門的な調査・研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。（3）といたしまして、調査・研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について調査・研究を行うことといたしました。

2ページをご覧ください。4、採択の時期でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の定めるところにより、令和2年8月31日までに採択をお願いいたします。

5番です。採択のための機関・組織・職務でございます。（1）教育委員会、（2）審議会、（3）調査研究委員会、この三つの機関・組織・職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

3ページをご覧ください。（2）の審議会につきましては、保護者代表2名、学識経験者1名、中学校長6人からの9人で組織いたします。審議会において調査・研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

（3）調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。調査研究委員会の種類につきましては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、道徳でございます。

4ページをご覧ください。6番、留意事項でございます。（1）といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものといたします。

5ページをご覧ください。（2）といたしまして、公正確保のため、審議会委員及び調査研究委員会委員には、次の各項に該当する者はなることができないとして、配偶者や三親等以内の親族に教科書発行者の役員及び従業員がいる者や、教科用図書及び教科用指導書の著作に参加又は協力した者などを定めたいと存じます。

以降、7、8、9につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。杉本委員。

杉本委員 それでは、採択の方針について一つ質問したいと思います。3、採択の方針、(1)の②です。稲城市の実情に応じて創意・工夫をすることとありますが、具体的に稲城市の実情というのをどのようにお考えでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 稲城市の実情といたしましては、まず、本市で取り組んでおりますESDの関係ですとか、里山を中心としたこの地形、そういったものも含めて取り扱ってまいりたいと考えております。以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。今、確認させていただきましたのは、稲城市の実情といった捉え方が人によっても様々ということもあるかと思しますので、ここは今指導課長からご説明いただいたのを、私も採択のときには留意しながらと思いますし、これは学校における調査・研究、審議会等にも実情をこのように捉えているということについては、同じようにつないでいただいて、そこのところは一致させておきたいと思えます。

また、今、ESDということをお話してくださいましたけれど、例えば、もしこの後、もう少し検討していただけるような余裕がありましたら、稲城の生徒に学力的な面での特徴などについても分析した上で示していただければと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、この稲城市の実情につきましては、調査・研究を担当する諸先生方にもお伝えしてまいりたいと存じます。

また、稲城市の生徒の学力につきましても、今後、状況を把握した上で、この調査・研究に活かしてまいりたいと存じます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 結構です。ありがとうございます。

すみません。もう一つ、これは意見です。5ページ目の6、留意事項の(3)です。調査研究に当たっては、障害その他の特性の有無にかかわらず、生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいとありますが、望ましいという時代はもう終わっているのではないかなと思います。既に現在、教科書は特別支援学級も使用しているかと思います。今後は採択がどうなるかですけれども。また、通常学級にも今、それぞれの発達の状況が様々な生徒がいます。それを踏まえたと、今現在も各教科書の発行者は望ましいという域は超えて、ほとんどがUDフォントを使っているような時代になっているかと思いますので、望ましいよりも当然のこととして、よりそれを見やすくしているという観点からも確認することが必要な時代になっているのではないかなと思っておりますので、このところ、この文言のままで結構ですけれども、もう少し望ましいは超えていることになっているということで調査・研究していただければと思います。

また今後、次年度以降の採択の際には、ここについてももう一歩進んだような要領にさせていただくよう今後研究を進めていただければと思います。

教育長 ほかに。

(なし)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第13号議案「令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

次に、日程第10 第14号議案「令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要

領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要がある
ので本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 それでは、第14号議案、令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書の調
査・研究の諮問につきまして、説明申し上げます。

本案は、稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図
書の採択を適正かつ公正に行うために、保護者代表、学識経験者、中学校
長会代表からなる審議会に調査・研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に審議会長に諮問をしていただきまして、
令和2年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におき
まして採択をお願いする予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたし
ます。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願い
いたします。

(なし)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第14号議案「令和3年度使用稲城市立中学校教科用図書の調
査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしま
した。

次に、日程第11 第15号議案「令和3年度使用稲城市立小・中学校特別
支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級
教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるの
で、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 それでは、令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書
採択要領案につきまして、説明申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、毎年使用する前年度の8月31日までに採択を行っており、本案は令和3年度使用教科用図書の採択に向け、採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとに説明申し上げます。1ページをご覧ください。1、目的でございます。この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるものとしたしました。

2、採択の方法でございます。小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から種目ごとに採択することになります。なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通用の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することになります。

3、採択の方針でございます。（1）留意事項として3点ございます。1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて創意・工夫をすることといたしました。（2）には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。

（3）といたしまして、調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について、調査研究を行うことといたしました。

2ページをご覧ください。（4）といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するといたしました。

4、採択の時期でございますが、令和2年8月31日までに採択をお願いいたします。

5番、採択のための機関・組織・職務でございます。（1）教育委員会、（2）審議会、（3）調査研究委員会、この三つの機関、組織、職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

（2）の審議会につきましては、3ページをご覧ください。③審議会の定数・組織につきましては、特別支援学級設置校長6名から組織いたします。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

さらに、（3）調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織とし

て、各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。

4ページをご覧ください。6番、留意事項でございます。（1）といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものとしていたします。

（2）といたしまして、公正確保のために記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

続いて5ページをご覧ください。（3）にございます調査・研究に当たって、障害その他の特性の有無に関わらず、児童・生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについて比較検討することが望ましいとございますが、こちらにつきましても比較検討することを主体として調査研究委員会のほうには調査依頼をしてまいりたいと存じます。

以降、7、8、9につきましても記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（なし）

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第15号議案「令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 第16号議案「令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。指導課長。

指導課長 それでは、令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、説明申し上げます。

本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、小・中学校の特別支援学級設置校長からなる審議会に調査・研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をしていただきまして、令和2年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いするものでございます。

以上、説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なし)

教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより第16号議案「令和3年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 報告事項「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」を教育総務課長より、説明をお願いいたします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について、報告事項の資料をご覧くださいませでしょうか。3月の教育委員会以降の教育委員会の対応について説明させていただきます。それから、「※」がございしますが、4月7日付緊急事態宣言後に対応が決定したものに付きましては、★印をつけておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、1、教育委員会全体でございします。(1)新規対応事業。職員の2交代制勤務体制の実施ということで、4月13日月曜日から5月6日までとしています。なお、教育委員会と書いてありますが、市全体の取組でございします。

2、教育総務課関係でございします。(1)中止事業でございします。①学校体育施設開放事業でございしますが、屋内体育施設(学校体育館、クラブ

ハウス)につきましては、3月30日から5月6日まで、屋外体育施設(学校校庭)でございますが、4月4日から5月6日まで中止しております。

学務課関係でございます。(1)新規対応事業でございます。①学校臨時休業、3月4日から3月25日までに伴う学校給食費の返還に係る案内を実施いたします。

4、指導課関係。(1)中止事業でございます。①稲城市立小・中学校全校臨時休業、4月6日から5月6日まででございます。②教育センター(中央教育相談室)臨時休業、4月10日から5月6日まででございます。

(2)新規対応事業でございます。①稲城市立小学校全校における第1学年から第3学年までの児童の預かり事業でございます。期間及び時間でございますが、4月6日から4月10日までは、午前8時30分から午後2時まで。4月13日から5月1日までは、第1学年につきましては午前8時30分から午後1時まで、第2学年及び第3学年につきましては午前8時30分から午後2時まででございます。なお、土曜、日曜、祝日は除きます。

②各学校で登校日を設定しております。こちらは4月7日からでございます。なお、4月13日月曜日以降の登校日は中止となっております。

2ページ目をご覧ください。(3)変更事業でございます。①入学式、予定日時ですが小学校については4月6日、中学校については4月7日でございます。参加者でございますが、新入生、新入生の保護者(各家庭2名まで)及び教職員のみとしております。入学式の挨拶用務に係る稲城市教育委員会からの派遣は行わない。挨拶文は校内への掲示及び卒業生への配布としております。

②教育センターは、相談予約日時の変更及び電話での対応をとっていません。

5、生涯学習課関係でございます。(1)中止事業。①文化センター(公民館)の臨時休業でございますが、3月31日から5月6日まで。②郷土資料室臨時休館は、4月8日から5月6日まででございます。

(2)変更事業でございます。①放課後子ども教室、対象は小学校1年生から6年生までの登録者でございます。期間及び時間でございます。4月6日は通常実施。4月7日から4月11日までは午後2時から午後5時まで。4月13日から5月1日までは、第1学年については午後1時から午後5時まで、第2学年及び第3学年につきましては午後2時から午後5時まででございます。こちらも日曜及び祝日を除きます。なお、期間中の土曜日午前8時30分から午後5時まで通常実施でございます。

②iプラザ利用自粛要請でございます。これは3月4日から5月6日まででございます。それから、iプラザ新規受付停止、3月28日から5月6日まででございます。

6、学校給食課関係。(1)中止事業でございます。①学校臨時休業に

伴う学校給食の提供停止が4月8日から5月1日まででございます。

(2) 新規事業でございますが、①学校給食提供中止に係る食材の停止及び支払い等について、納品業者への確認及び協議。こちらは4月8日から予定していた分でございます。

7、図書館課関係でございます。(1) 中止事業です。①図書館全館臨時休館で、こちらが3月29日から5月6日まででございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、報告事項「新型コロナウイルス感染症の対策に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員。

城所委員 指導課と生涯学習課の関連になるのかと思いますけれど、いわゆる児童の居場所という部分で、預かり事業をやられています。その後、放課後子ども教室もあるのですが、実際、1年生から3年生で預かり事業から放課後子ども教室に流れる子というのは結構いらっしゃるのですかね。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、今回の報告事項1に記載しております日程の中では、各校十何名から二十数名ぐらいの数で推移しております。そこから学童クラブに行くお子さんもおりますので、放課後子ども教室はさらに少ない人数で受け入れていただく流れになっているかと思えます。

城所委員 ありがとうございます。

教育長 続いて、生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止を受けて、当初は小学校1年から6年生までの登録者がおりますけれども、利用の自粛ということでご家庭にご協力をいただいております。4月1日のちょうど春休み以降は8時半からとか長い受入れもありましたけれども、そのときには比較的各校で20人前後ということもございましたけれども、利用数は徐々に減ってきておまして、4月7日の緊急事態宣言を受けた後の実施状況を見ますと、各校の12教室の中で大体一桁まで落ちて、各家庭でいることのほうが多くなってきている状況であります。

教育長 城所委員。

城所委員 分かりました。ありがとうございます。
ということは、ある程度自肅要請を受けて、ご家庭で見られているという感じなのですかね。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 ホームページ、またメール等での自肅のご協力となりました以降は、比較的各家庭の協力を得られて、少なくなっているという状況でございます。

城所委員 なるほど、ありがとうございます。結構でございます。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 主に指導課に関係することかと思えますけど質問させてください。
今、学校の預かりを利用する数が少なくなっているということでしたけれど、そうしますと、家にいる状態の子どもが、それも長期間いる状態の子どもが多くなっているということになります。そういった子どもへの学習保障や、心身の健康状況の把握、また今、家にいることによっ
ていろんな不安、例えば児童虐待とかDVとかの不安が国レベルでも指摘されていますけれど、そういったことも含めた上での子どもの実態把握と、個別の子どもへの支援・指導ということで何か学校等でされていることがありましたら、教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、学習面、生活面については、各学校へ事務連絡等を通して再三、具体的な対応をお願いしますということで依頼をしております。また、先日行われました小中学校の校長会におきましても、教育指導担当部長より各校長先生へ学習の適切な計画、その実施についての指導、それから児童・生徒の安全面に関する指導につきましてもお伝えしているところです。

また、虐待やDVの疑いが見られる家庭につきましては、子ども家庭支援センターと連携を取り、情報共有を行っております。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。長期的になるかもしれないという可能性もありますので、引き続きよろしく願いいたします。

教育長 ほかに。城所委員。

城所委員 今回の関連で、学校と家庭の連携というのはいいのですが、先ほど話題になりました家庭と学校と地域の連携が、この社会の混沌によってちょっと連携ができていない部分があるかと思えます。やっぱり地域への働きかけといった部分も長期になってくれば来るほど必要になってくるのかなと思えますので、さっきの働き方改革と別として、やっぱり地域へのご理解というのも含めて連携をしっかり意識していただきたいなと思えます。意見です。

教育長 ほかに。今泉委員。

今泉委員 指導課か教育総務課になるのか、教育委員会全体ということで、職員の2交代制勤務体制の実施となっていますけれども、学校で働いていらっしゃる方々についても同じような形でしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 まず、各学校のほうでございますが、東京都から派遣されている教職員につきましては、都の定める体制によって、この臨時休業についての扱いが決められてございます。2交代制につきましては市職員ということで、市の事務職員、補助員、介助員の方々が該当して行っているところでございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 そうすると、前者の都から派遣されている教職員はどんな形になっているのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 東京都の教職員については、原則在宅勤務となっております。ただ、本市では、特に小学校では、1年生から3年生の預かり事業がございますので、交代制で出てきていただき勤務している現状もございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 分かりました。なるべく交代制で、何かあったとしても対応できるような形をぜひとっていただければということで安心しました。

教育長 杉本委員。

杉本委員 学務課の関係でしょうか、具体的な話題になってしまいますが、6月までに必ず実施しなければいけない健康診断については、変更してもいいような、何らかの指示等が来ているのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 定期健康診断につきましては、通常6月30日までに完了することという法の定めがあるんですけども、今年度に関しましては年度内に完了すればよい旨通知が出されております。それを受けまして、学校にもその旨周知をしておるところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。結構です。

教育長 ほかに。杉本委員。

杉本委員 すみません、もう一つだけ聞かせてください。
学校関係の子どもたちについては先ほど伺いましたけれど、教育委員会というものはもともと学校もありますけれど、それ以外の生涯学習の視点からの市民の文化的なレベルアップとか、市民そのものの教育をどうしていくかということが大きな職務ではないかと思えます。その視点から、生涯学習や図書館が、このように建物として、また事業としては閉鎖となる中で、それでも教育委員会本来のすべき何らかを、市民に対してされていること。例えば、受け取る人は限られますけれどSNSの発信とか、何か市民に対しての教育委員会としての取組でできことをされていることありましたら、お知らせください。

教育長 図書館課長。

図書館課長 まず、国からの緊急事態宣言等を受け、東京都内の図書館においては基本的には休館というところですよ。併せまして、稲城市においても5月6日まで緊急的に臨時休館といたしました。まず、本などの修理を行い、開館

した暁にはしっかりと対応できるような体制をとっていること、次に毎月発行している「ひばり」等で過去話題になった本をお知らせして、自宅でもできるような取組等を載せていくことなど、事業者も含めまして在宅勤務中に考えていること等、何かしら自分たちで取り組んでいけるのではないかとということで、その内容についても検討していること、さらには図書館司書がしっかりとレファレンスができるような自己啓発に努めているところです。それらを定期的に市民の方々に発信できるような体制を複数考えているところでございます。

教 育 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習課では、やはり施設は5月6日まで臨時休業となっております。今回、利用団体の皆様につきましては、このような緊急事態宣言が発出される以前から、拡大防止のためと、こういう状況だからやむを得ないということで、各地区の利用団体、また中央公民館の利用団体につきましても、大変ご理解をいただきました。また私ども職員も再開した暁にはまた利用をお待ちしておりますということと、主催事業につきましても、できるだけ中止ではなく延期に向けて今現在動いているところでございます。再開に向けて、多少、後半期に日程的に厳しくはなるかと思いますが、中止することなくできるだけまた利用していただくよう、こちらも努めてまいりたいと思っております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ご説明ありがとうございました。それぞれの課でその課の本来すべきことを、この状況の中でどうすればいいかということについて、工夫されているということがよく分かりました。また、これについては今後、長期になってきたときに、さらに必要な視点ではないかと思えますし、また指導課も、例えば教員研修など必要な研修を全くなくすのではなくて、人が集まる方法でなくてもできる方法があればということなども考えながら、すべきことがどんな方法でできるか、ぜひ工夫していただきたいと思えます。意見ということで結構です。

教 育 長 ほかに。

(なし)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時42分閉会)